

# 面会交流つって何?

## 面会交流とは...

面会交流とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的または継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することです。お父さんとお母さんは、子どもたちがこの世に生まれて最初に大きな愛情を与えてくれたかけがえのない存在です。

どの子どもも、お父さん、お母さんが大好きです。両親が別々に暮らしていても、親子の絆は子どもの生きる支えであり、希望です。面会交流は、子どもが親の愛情を確認できる大切な機会になります。

## 面会交流での疑問

### Q. 面会の仕方はどのように決めたらよいのですか?

A. まず、面会の時期、方法、回数など大まかな事柄を決めます。

次に面会を行う際の送り迎えについて、誰が、どこで、どのようにするかについてできるだけ細かく打ち合わせることが大切です。子どもの状況などを考えて無理のないように決めるのが長続きするコツです。

### Q. どのように取り決めたらよいでしょうか?

A. 父母が話合って決めるのが一番です。離婚時の不信感や嫌悪感等の気持ちを整理して子の親同士というパートナーとして協力したいものです。

話し合いができないときは調停を申し立てることができます。

調停でも決まらない場合は審判で決めることになります。しかし、面会交流は父母が納得して決めることが大切で、審判で決まった場合でも、父母がこれを受け入れて協力し合うことが不可欠です。

### Q. 子どもが別居親に会いたがらないのですか?

A. 子どもが「会いたくない」というときは、その理由をよく聞いてみましょう。子どもの気持ちをどのように受けとめるのがよいかは、子の年齢によって異なりますが、子どもが面会交流に気が乗らなかつたり、負担に感じたりしているような場合には、それまでのお互いの面会交流に対する態度を振り返ってみましょう。

また、子どもが話した理由を口実にして、面会交流を一方的にやめてしまうことは、新たな争いを生むだけではなく、子どもを親同士の争いの間に置き、とても苦しい気持ちにさせてしましますので、親同士で冷静に話し合いましょう。

### Q. 離婚(別居)前に家庭内で暴力があった場合でも面会交流をしなければならないですか?

A. 過去の家庭内の暴力がどのようなものであったか、面会交流の場面で子どもへの暴力の危険があるかどうか等の事情によって面会交流を控えるべき場合もありますし、実施する場合にもどのような方法によるのがよいかが異なります。

このような事情がある場合に、当事者間で話し合いができないときは、家庭裁判所の調停手続きを利用するなどをして、双方が納得の上で問題が解決できるよう助言やあっせんを得るのがよいでしょう。

父母が自分たちだけで面会交流を行うことが難しい場合に、有料で面会交流を支援されているのが公益社団法人 家庭問題情報センターです。

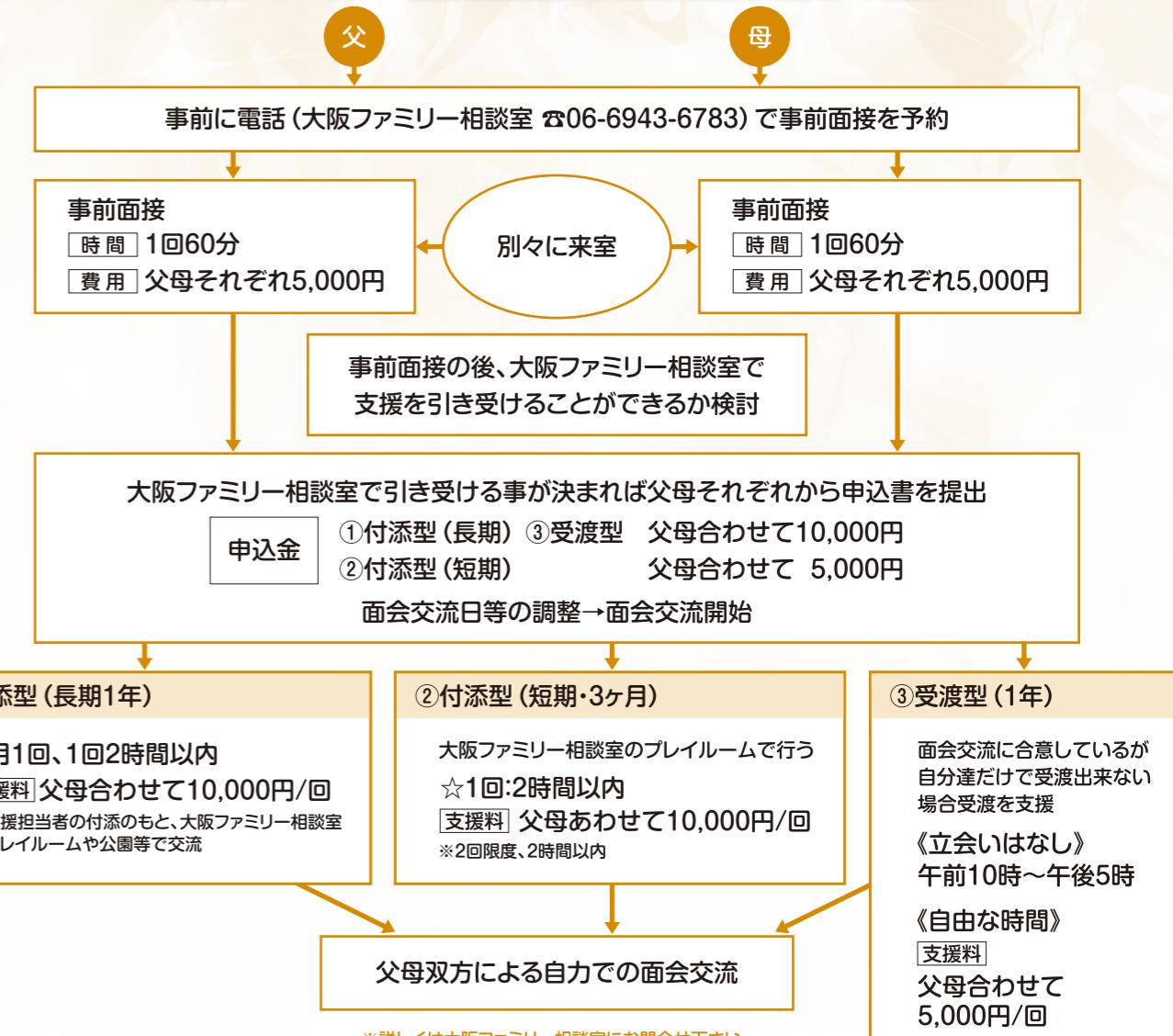
支援の期間は、原則一年間です。東京、大阪、名古屋など全国に10ヶ所相談室があります。今回は、大阪ファミリー相談室を紹介します。

### ●大阪ファミリー相談室で面会交流支援を受けるためには?

面会交流を受けるには次の要件を満たす必要があります。

- ①面会交流の持ち方について、父母の間に合意(調停調書や審判書、公正証書等)があり、父母ともに大阪ファミリー相談室の支援を受ける意思があること
- ②大阪ファミリー相談室の費用負担について、父母間に合意があること
- ③原則として、家裁等で試行的面会交流が行われていること
- ④父母ともに大阪ファミリー相談室のルール等を守る意思があること

### ●大阪ファミリー相談室面会交流支援手続きの流れ●



お問い合わせ

公益社団法人 家庭問題情報センター 〒540-0026 大阪市中央区本町1丁目2番8号 TSKビル903号  
大阪ファミリー相談室 06-6943-6783 〈受付〉月曜日～金曜日 午前10時～午後4時